

物 品 売 買 契 約 書 (案)

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）が次の物品を購入し、
（以下「乙」という。）がこれを売却することについて、甲及び乙
は下記の条項により契約を締結する。

(契約内容)

第 1 条 物品の品名、規格、数量、納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

(1) 品名、規格、数量

品名	規格	数量
港湾作業船 (北大東港)	船式：アウトドライブ船型（ハードトップ） その他、仕様書（入札条件書）のとおり	1 台

(2) 納入期限 令和 9 年 3 月 3 1 日
なお、やむを得ない理由により期限までに納入できない場合は、甲乙協議
のうえ、乙は甲に対し契約物品と同等の車両を代車として提供するもの
とする。ただし、その場合でも、第 5 条に規定する違約金の徴収は妨げない
ものとする。また、乙は、代車対応後、速やかに納車を行わなければなら
ないものとする。

(3) 納入場所 北大東村（北大東港指定岸壁渡し）

(4) 契約金額 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円（課税対象額 円）

〔注〕「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方消費
税法第72条の82及び第72条83の規定に基づき算出したもので、契約金額（但し非課税額は除く）に110
分の10を乗じて得た額である。〕

(5) 契約保証金 （沖縄県財務規則第101条の規定による）
ただし、乙の責めにより契約を履行しないときは、契約金額の100分の10
を違約金として、甲に納付しなければならない。

(信義則)

第 2 条 乙は、甲の指示及び別に定める仕様書等に基づいて、誠実に義務を履行するものとし
る。

(検査)

第 3 条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、甲の指示す
る場所において甲の立会を求め、遅延無く検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果不合格となった物品は、甲の指示する期限内に修補又はこれに代えて新

たに調達し、前項の規定に準じ甲の再検査を受けなければならない。

- 3 前項の修補又は再調達に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 納入及び検査に要する費用並びに検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、全て乙の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第4条** 物品に契約書または仕様書等に定める内容に適合しない状態（以下、この条において「契約不適合」という。）があるときは、甲は乙に対して無償による契約不適合の修補又は再調達その他の方法による履行の追完を請求（以下、この条において「追完請求」という。）することができる。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を勧告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求（以下、この条において「代金減額請求」という。）することができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は催告することなく直ちに代金減額請求をすることができる。
 - (1) 履行の追完が不能であると認められるとき
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (3) 特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき
 - 4 契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、追完請求または代金減額請求を行うことができない。ただし、乙が仕様書等の内容が不相当であることを知りながらこれを告げなかったときは、この限りではない。
 - 5 第1項から第3項までの規定は、第7条の規定による契約の解除権の行使を妨げない。
 - 6 甲は、契約不適合を理由として追完請求、代金減額請求又は損害賠償の請求をするときは、契約不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しなければならない。ただし、乙がその契約不適合を知っていたときは、この限りではない。

(履行遅延)

- 第5条** 甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終らないため期間の延長を求めたときは、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第109条第1項の規定により、遅延日数に応じた違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

(再委託、権利義務の譲渡の禁止)

- 第6条** 乙は、書面により甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し調達業務の全部または一部の実施を委託し、もしくは請け負わせてはならない。
- 2 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規

定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(契約の解除)

第 7 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙が正当な理由なく契約期間内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は、履行の見込みがないことが明らかになったとき。
- (7) 乙が、この契約について談合その他の不正行為をしたとき。
- (8) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(違約金)

第 8 条 前条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲に支払うものとする。

(代金の支払)

第 9 条 甲は、第 3 条の検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

- 2 甲は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第 8 条第 1 項の規定に定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約内容の変更等)

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

- 2 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

(別添 1－2)

(協議)

第11条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則を守るものとし、もし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印して各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙